

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会 議事録

1 日時 令和7年9月8日（月） 17時59分～19時59分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

3. 次第

（開会）

1 議事

（1）取組事項ごとの検討

取組2 里親等に対する支援の充実

取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進

2 今後の予定等

（閉会）

4. 出席委員

横堀部会長、新保副部会長、大竹委員、慶野委員、四条委員、長田委員、中村委員、
林委員（オンライン出席）、堀口委員、渡辺委員

5. 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 里親等委託の推進について（論点整理案）

資料3 取組② 里親等に対する支援の充実

資料4 取組③ 特別養子縁組に関する取組の推進

資料5 取組④ ケースワークの徹底による里親等委託の促進

参考資料 東京都社会的養育推進計画

開 会

○育成支援課長 それでは、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます、福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の六串と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の出席状況について御報告させていただきます。

本日、牛島委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、その他の委員の皆様は御出席でございますので、定足数に達していることを報告させていただきます。なお、林委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただきますので、御確認をお願いいたします。

会議次第に記載のとおり、資料1から資料5までございます。

タブレットにつきまして不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

なお、本部会は公開となっております。本日の議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第3回専門部会を開会いたします。

この後の進行は、横堀部会長にお願いしたいと思います。

○横堀部会長 皆様、こんばんは。横堀でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、審議に入ります。

前回の第2回専門部会から、皆様方には里親等委託の推進に向けて取り組むべき事項の論点整理案につきまして議論していただいていたところであります。

前回は、取組1といたしまして「登録家庭数の拡大、制度の見直し」について御議論いただきました。今回の第3回専門部会は、その続きの議論になります。本日は、「取組2 里親等に対する支援の充実」から「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」まで、大きく三つのパートに分かれているのですが、議論を進めてまいりたいと考えております。

それでは、はじめに、「取組2 里親等に対する支援の充実」につきまして、御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、事務局から「取組2 里親等に対する支援の充実」の「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」から順番に説明させていただきます。資料3をお開きいただければと思います。

論点の1点目「里親向け子育て支援サービスの充実【短期】」でございます。

「現状」ですが、レスパイトについては、資料下段の「参考」に事業の概要と実績を記載しているとおりですが、東京都では原則として里親間でレスパイトの受入れを行っておりまして、施設については措置入所や一時保護委託を優先せざるを得ない状況がありますことから、児童相談所が必要と認めた場合に限り施設への再委託を認めている状況です。また、共働き家庭が

増加している現状がございます。

「課題」ですが、里親間でのレスパイトの受入れの限界があること。また、ショートステイの資源不足などが課題として挙げられるかと思えます。

「2. 具体的な論点案」ですが、チーム養育の観点から、子育て支援サービスや学習支援等を更に充実させるべきではないかという点を御提示させていただきました。

また、ショートステイの取組促進の検討につきましては、この後、「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」の「論点2 大気中の里親へのショートステイの委託」で別途説明させていただきます。

その下の「レスパイト・ケア事業」の実績について、少し補足させていただきますと、令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響で低くなっていることと、令和4年以前は年7日以内などとなっております要件を取り払って使いやすく見直したこともありまして、令和4年、令和5年は大幅に増加しているという背景がございます。

2 ページに、育児に係る里親への支援の現行制度について、参考資料としてまとめております。先ほど触れましたレスパイト・ケアやショートステイが下のほうにあります。それ以外ですと、上のほうから順番に保育所、幼稚園の利用に係る経費を「措置費」で示しているほか、中段辺りのフォスタリング機関事業におきまして、育児、家事について援助者を派遣する事業を再委託で実施しているところでございます。

続きまして、3 ページ、「論点2 里親・里子・実子への支援の充実【中長期】」です。

「現状」ですが、委託後の継続支援はチーム養育体制で行っておりますが、更なる充実が必要となっております。

「課題」ですが、児童相談所・フォスタリング機関への期待、果たすべき役割に対して、十分な体制が伴っていないということ。また、里子・実子には実親との関係や里親家庭内で様々な葛藤が生じますが、里親を通じた相談対応となり、子供に対して個別の支援が直接行われるような仕組みとはなっていないこと。施設から措置変更された後、施設による継続的な支援も重要ですが、十分にできているかどうか、施設により取組状況に差が生じていないかなどが課題として考えられます。

「2. 具体的な論点案」ですが、行政として関わるべき動きのある対応や緊急時には児童相談所の対応が求められますが、通常時の継続的な支援はフォスタリング機関の専門性を生かした支援に期待されるところが大きいと考えております。このため、児童相談所だけでなく、フォスタリング機関についても更なる体制強化が必要ではないか。特に夜間・休日、学校休業期間中等の対応については、児童相談所が動きづらいところでもあり、フォスタリング機関が対応できる体制を整えられないか。第1回専門部会で委員から御意見いただいた時間外の相談対応といったことのほか、3 点目にあります実親・親族との交流などが必要になってくると考えております。

2 点目ですが、フォスタリング機関が子供に個別にアプローチし、意見表明等の機会を確保する必要があるのではないかと。

3 点目、児童・里親・実親各々の意向を踏まえ、パーマネンシー保障のため、実親・親族との交流の在り方を検討してはどうか。

4 点目ですが、施設において、里親等への措置変更後も支援を継続するために何が必要か、施設側の意見もいただきたいと考えておりまして、次回の第4回専門部会より、児童福祉審議

会本委員会の委員を務めておられる、品川景德学園の高橋委員に専門部会委員として参加いただく方向で御内諾をいただいているところです。また、高橋委員からは、ほかの児童養護施設関係者の方も有識者として御推薦いただいておりますので、お招きして意見陳述いただきたいと考えております。

また、3点目に記載のパーマネンシー保障につきましては、令和6年度、社会的養育推進計画策定のための専門部会においても、委員の皆様にご検討いただいたところです。後ほど、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」の中でも、何度か登場してくるワードとなります。改めてその定義について、今回委員の皆様にも御確認いただくとともに、社会的養育推進計画における考え方につきましては必要に応じて事務局からも補足説明させていただきますので、御審議をお願いいたします。

続きまして、4ページですが、「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの意向の検討【中長期】」です。

「現状」ですが、令和7年度から全ての都立児童相談所でフォスタリング機関事業が導入されております。一方、里親支援センターは法定の児童福祉施設に位置づけられておりますが、東京都においてはフォスタリング機関事業の実績を評価した上で移行について検討することとしております。

「課題」ですが、児童相談所との一体性をどのように確保していくべきかという点について、少し背景を説明させていただきます。東京都では、昭和の時代に全国に先駆けて養育家庭センターを児童養護施設や乳児院に設置していったことがありましたが、児童相談所のケースワークとの連携上の課題もあり、平成13年度末に廃止しておりまして、平成14年度以降は児童相談所における里親支援体制の整備を進めまして、平成20年度から里親支援機関事業、令和2年度からフォスタリング機関事業を開始してきたという経緯がございます。こうした経緯も踏まえまして、里親支援センターに専門的な支援を任せつつ、児童相談所が適切に関与していく体制をどう構築していくかが課題として考えられます。また、里親支援センターの国の配置基準は4名となっているのに対して、フォスタリング機関事業は現状8名の配置となっております。必要な機能を確保するための人員配置について精査が必要です。また、里親支援センターは児童福祉施設として国の措置費の対象となりますが、措置費収入を踏まえた収支バランスについては精査が必要と考えております。

「2. 具体的な論点案」ですが、令和7年度に行っているフォスタリング機関事業の実績評価や、先行している世田谷区など他自治体の事例も分析した上で検討が必要と考えておりまして、本日事務局から論点として御提示するには至っておりません。中長期的に令和8年度にかけて引き続き検討が必要な課題として認識してございます。

最後の5ページには、参考資料としまして、「東京都の里親制度におけるチーム養育体制」につきまして、児童を中心とした関係機関を1枚にまとめたものとなっております。

「取組2 里親等に対する支援の充実」についての説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○横堀部会長 ありがとうございました。

ただいま「取組2 里親等に対する支援の充実」について、三つの論点を御説明いただきました。現状、課題の確認、論点案の提示となっております。委員の皆様には、これらの内容につきまして、これから御質問、御意見などをお願いできればと思います。論点案として具体的に

示されていますが、加える必要を感じた観点などございましたら、御発言をと思います。

それでは、目安であります、今日は三つのパーツを議論しますので、一つの論点につきまして大体20分から25分程度とし、皆様からの意見を頂戴できればと思います。

まずは、色々な用語も出てきておりますので、確認の御質問からでも構いません。何か必要などころがありましたらお出しいただき展開できたらと思っております。いかがでしょうか。

では、まずは私から、加えて御説明いただきたいことについてお願いをと思います。

先ほどの御説明の中で、以後の取組にも出てくる用語として、例えば3ページの「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」の論点案にも記載の「パーマネンシー保障」という言葉があります。特別養子縁組の辺りの論点でも重なって出てくる概念であります、東京都ではこの言葉をどのように整理し、運用で使おうと考えられているのでしょうか。補足的な御説明をお願いできたらと思うのですが、お願いできますか。

○育成支援課長 それでは、事務局からパーマネンシー保障の考え方について、少し補足説明をさせていただきます。

令和6年度の専門部会における検討の中でも、パーマネンシー保障について皆様に検討、議論いただいたところですので、その中から考え方として紹介させていただきます。

まず、国におきましては、新しい社会的養育ビジョンにおきまして、永続的な家族関係をベースにした、家庭という育ちの場の保障という考え方として位置づけております。また、国は、社会的養育推進計画の策定要領におきまして、5段階の考え方を取っております。すなわち、第1段階としまして、まずは予防的支援による家庭維持への努力を最大限行うということ。第2段階としまして、代替養育を必要とする子供に対しては家庭養育優先原則に基づく里親等での代替養育が考えられること。第3段階としまして、里親等では困難な課題のある子供については、小規模化、地域分散化、高機能化されたユニットを持つ施設への入所が考えられること。第4段階としまして、その上で、児童の意向や状況などを踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って、家庭復帰を目指すということがございます。それとともに、どうしても家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討するという段階が示されてございます。したがって、これらは選択肢として二者択一的なものではなくて、それぞれの段階において必要な支援が行われることとなりますが、それぞれの途中の段階におきましても実親や親族との交流について検討があつてしかるべきではないかというところで、本日論点案の中でも交流について少し触れさせていただいたところですので、そういった観点も含めて御意見をいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

○横堀部会長 丁寧な御説明、また、令和6年度の社会的養育推進計画策定に至る中での要点、国による取扱いについて押さえていただきましたこと、ありがとうございます。

代替養育に関する狭い意味のみでパーマネンシー保障が使われることもあるのですが、先ほどおっしゃいました親子分離予防など予防的支援から始まって代替的養育を要する子供の支援まで続く大きな概念を捉え直す中で、本日の論点に連なるポイントが出てくるように思います。ありがとうございます。

では、また御不明な点がありましたらお聞きいただくといたしまして、進めます。ただいま御説明がありました「取組2 里親等に対する支援の充実」では、論点が三つ、出ていますね。これらにつきまして、皆様方からの意見をいただければと思います。

まずは、「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」、ショートステイです。チーム養育における家庭養育の推進という辺りから御意見、御質問を出していただければと思います。

いかがでしょうか。

これらの取組について、皆様色々な関連を持っておられるわけですが、制度の中で養育をされている方と、支援者として支援にあたられてきた方がおられますので、まず伺ってみたいと思います。

四条委員から口火を切っていただけると助かりますが、お願いできますか。

○四条委員 こんにちは。四条です。

レスパイトのことなのですが、現に小さい子供をお預かりしている方とか、中高生、もちろん発達に問題を抱えている子供をお預かりしている里親からよく聞くのですが、レスパイトも事前に児童相談所にレスパイトをお願いしたいのですと言うのではなくて、突然必要になったときも対応していただけると非常にありがたいという里親の意見がありました。

それと、ショートステイも各区市町村でやっていらっしゃるのかもしれませんが、それも区市町村で差があって、ショートステイでお預かりすることを聞いたケースはないのです。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

制度運用の柔軟性をめぐる辺りと現状をお話いただきまして、ありがとうございます。

支援する側としてキャリアをお持ちの長田委員にもこの辺りを伺ってもよろしいですか。

お願いいたします。

○長田委員 長田です。

「2. 具体的な論点案」で、「子育て支援サービス」という部分ですが、ショートステイに里親家庭が預けることはあまりないのかなと認識しております。レスパイト・ケアのほうを優先させていますし、ショートステイの協力家庭だけではなく施設等も含めて、そういうところを利用するよりは何とか頑張ろうみたいところで頑張ってしまうところもあるのかなと思いますので、どちらかといえばレスパイト・ケアの充実と、里親間でお願いすることになりますので、フォスタリング機関や児童相談所が調整をしてくださる部分も大きいのですが、やはり里親間の中で日々交流していて、あそこに同年代の子供がいるから行こうかなとか、そこであればお願いできるかなという形が、里親としてはやりやすいのかなと思っております。

私自身も受けたことがあります。緊急性があって急にということもありますので、事前というよりも緊急性のあるときも柔軟に対応してもらえる部分もある程度余白として残しておいていただくと、こちらとしても、共働きも含めて、預ける先は限定されますので、あの里親であれば何とかやってくれるかなという関係があることで、日々の養育に安心感というか、そういう部分もあるかと思います。特に介護などが必要になってきたり、御自身の健康も里親の課題になってきますので、地域や支部の中で預かってもらえたらそこがよいかなと思えるような体制づくりが必要だと思います。

あと、学習ボランティアの派遣なのですが、今交通費実費だけ里親に払ってもらうという状況で、ボランティアの方自身にはお支払いもしていない状況なので、ボランティアのお気持ちで続けてくださる方が少ないところもありますので、そういった活用を増やすとすれば一定の謝金というか支援の体制をつくった上で派遣するととても効果的かなと思います。学習だけではなくて、遊び相手みたいところで寄り添ってくださるお兄さん、お姉さんの立場の方も

多くやったださることもありますので、そこの支援の充実も必要だと感じております。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

資料の2ページ、この辺りに関連して、既にあるサービスを生かすことなどについて、御意見をいただいたかと思います。

とくにレスパイトについては、顔と名前が分かる家庭にお願いすることで里親間の日頃のつながりも促進され、安心感も得られるのではないかということでありました。

そのほかの委員の皆様、この辺りはいかがでしょうか。

○新保副部会長 1点よいですか。

○横堀部会長 新保副部会長、お願いします。

○新保副部会長 四条委員に教えていただきたいのですが、レスパイトについて、突然の場合はなかなか受けてもらえないということですが、レスパイトはおそらく基本的に突然になりがちなのではないかと思います。どのぐらい突然であれば受けてもらえて、どのぐらいであれば受けてもらえないのか。資料によると、児童相談所が必要性を判断すると書いてあるのですが、必要性を判断する必要性がないレスパイトがあるのだろうかという感じもするのですが、実情をもう少し教えていただけませんか。

○四条委員 私自身もレスパイトを利用したことがないのですが、受ける側として、うちに何名か子供が来たことはあるのですが、2週間以上前に連絡があって、いつからいつまでお願いしますというような形で来るのです。急にというところだと、先ほど長田委員もおっしゃっていたように、里親の具合が悪くなったりと、しかし、そういったときは一時保護所に行くのかなと、今頭の中で思ったりはしたのですが、緊急を要する場合に私もあたったことがないので何ともお答えすることができません。

○新保副部会長 今の制度で概ね賄えているという感じですか。それとも、レスパイトの範囲についてもう少し緩やかにしたほうがよい状態にあるのでしょうか。

これは、里親をなさる上では、いざというときにすぐに受けていただけるかどうかはとても大きなことなのではないかと思うのですが、実感はどうなのだろうかとお聞きしたいのです。

○四条委員 ある里親は、今すぐにでもレスパイトに出したいと言っても次の日の朝だったり、2、3日待ってくださいとか、緊急を要する場合にはそのような対応をしてくださったりはしているという話は聞いたことがあるのですが、分かりません。すみません。

○新保副部会長 可能であれば、すぐに対応してもらい必要があるかと感じます。

○四条委員 すぐに対応してもらいたいです。

里親を増やすためにも里子を増やすためにも、突然の対応に柔軟に対応してもらえる制度があったら、もっと里親をやってもよいかな、子供を引き受けてもよいかなという里親も増えてくるかと思います。

○新保副部会長 そうですね。

今回、その方向に向かえたらよいなと感じました。

以上でございます。

○横堀部会長

今のことに関連して、東京都としての認識を事務局から伺いたいと思います。

お願いします。

○育成支援課長 事務局から制度的なところでの説明を少し補足させていただきます。

レスパイト・ケアの申込みなのですが、現状、レスパイト制度に関しては、原則、緊急の場合を除いて利用希望日の7日前までに申込みをいただくという運用になってございます。また、育児家事援助者派遣事業につきましては、現状、14日前までに申し込んでいただくところで、緊急時にどれぐらい対応できるかというところは、現場で可能な限りというところで対応しているものと確認しております。

○新保副部会長 どうぞよろしくお願いします。

○横堀部会長 ありがとうございます。

色々な場合がきっとあると思いますので、柔軟な対応をされることもあると受けとめました。その辺りがより充実することも大事なかなと思わされます。

慶野委員、お願いします。

○慶野委員 それに関連した質問だったのですが、申込みの方法は、一般的にはどういう手段なのでしょう。書面なのかアプリなのか電話なのか、そういうことがお伺いできたら助かります。

○育成支援課長 申込みに関しては、原則電話で対応いたしております。

○慶野委員 分かりました。

今、委員お二方からも電話だねと発言がありました。

私は里親ではなくて、0歳児の母親向けの産後ケアの一環にあたるショートステイを利用することがあり、自治体によって差はありますが、今それらの申込みのDX化をどんどん進めようとしているなど感じています。もしかしたら電話が最適という可能性もありますし、ケアニーズの高い子もいたりすると思うので一概にアプリで申し込む方法は難しいと思うのですが、申し込みプロセスの簡略化やDX化によって電話申し込みに比べて手間を減らしたり負担を減らしたりできるのではないかと思います。

そして、自分がショートステイとかだと申込みしたいなと思ってからのプロセスが煩雑で、利用したい日より1か月先になってしまうなどの状況はざらにあったので、プロセスの簡略化によって利用したい日になるべく早まると利用者がうれしいと思います。

○横堀部会長 長田委員、お願いします。

○長田委員 長田です。

レスパイト・ケアや育児家事援助者派遣については、実感としては非常に柔軟に対応していただいていて、申込みすればほぼ対応してもらえるかなと思います。

ただし、レスパイト・ケアは、年齢など子供の状況によって受入先を探すことにもなりますし、学校に通うのかとか、いつぐらいの期間かということで、時間を要する場合ももちろんあるのかなと感じています。

一方で、共働き家庭の里親も多いので、電話等の申込みですと平日の夕方までにかけなくてはいけないということで、あと、児童相談所によって電話がつながる時間がまちまちで、どこの児童相談所は何時何分までで、どこの児童相談所は何時何分まででと思うと、なかなか難しさもあるのかなと思ったりもします。土日祝日も申し込めるような形か、少しでも夜間とか、二次元コードで一旦申し込めるとか、そういったものがあるともしかしたらやりやすさとか、負担なくお願いができるのかなと思いました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

運用の仕方については、現場レベルでの工夫のしどころがさらに見つかっていくかもしれませんので、以後、御検討いただければと思います。

レスパイト・ケアは、急に必要というときも確かにあるだろうと思います。里親が養育を継続していくためにも、そういうサポートを補助的に使いながら、養育の一貫性・継続性を担保していくことは大事だと考えます。安心感につながる添え木のような支援だとも思いました。

一方、里親の事情だけに寄り添うレスパイト、休息という意味かということ、子供たちにとっても、ただよそのうちにやられたということではなくて、違う家庭での暮らしや違う大人によるかかわりの体験が子供にとっても何か良き発見につながったり、あるいは委託された里親家庭から少し離れてみることで何か感じることに、獲得することがあったりするのではと思います。色々な意味で活用ができるものと思いました。

意見交換をどうもありがとうございました。

それでは、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 2点ほどお伺いしたいのですが、不勉強で申し訳ないのですが、レスパイトを使うときは子供はどこまで日常性が担保できる状態にあるのか少し聞きたくて、例えば保育所に同じまま通えるのかとか、学校に同じまま通えるのかとか、東京都でも23区から多摩地域に行くだけでも使えるものというか、子供の日常性が大分がらっと変わらと思うのですが、その辺りをお伺いしたいのと、子供自身がレスパイトをしたいというような感じになったときは子供自身で手を挙げることができるのか、少しお伺いしたいと思っています。

○横堀部会長 お願いできますか。

○育成支援課長 事務局から回答いたします。

まず、制度上としましては、必ずしも近隣の例えば里親間で調整するにしても、東京都の管轄内でないとお願ひできないということではないので、離れたところにお願ひする側の里親、あるいはその子供も含めて御理解いただいた上でということであれば申し込んでいただくことは可能ですので、必ずしも常に担保されているかどうかは今即答はできないのですが、その辺りも踏まえた上で、里親間であったり、児童相談所も含めて調整されているものと認識しております。

それから、子供自身の意向に関しても、手続上は里親から申し込んでいただくことになるので、例えば子供の意向を踏まえて里親がそれを聞いて申し込むことはあろうかと思いますが、確かに子供自身が申し込むというような形にはなっていないので、そこは里親のほうでどれだけ意向を酌み取れるかというところになろうかと思います。

○渡辺委員 となると、子供からしたら、窓口は里親から言ってもらえないということですね。ありがとうございます。

少し気になったのが、子供自身で使えたらよいなと少し思って、例えば色々な子供がいっぱい御家庭があって、例えば6名とか4名とか、ファミリーホームの子供とか、実子がいるとかとなったときに、少しケア的な立ち回りをしてしまうような子供が一定数、複数名で生活したら起きてくると思うのです。そうなったときに、その役割を降りる経験のようなことをしていけないと、子供として養育されるはずが養育側に回ってしまうことが非常にあるかなと思ったので、もし可能であれば子供側からも使えるというようなところを少し配慮として文言を入れていただけると、子供自身も使いやすくなるだろうし、現場で対応される児童相談所の方

とかも説明しやすいかなと思っていました。

今福岡市ではヤングケアラーの子供がショートステイを使うケースが結構増えてきていて、子供自身がショートステイを使いたいと言って申し込んでくるケースがありました。それは児童家庭支援センターが窓口になってやっているケースなどがあるのですが、そういったところの二軸で入口があると、子供自身も少し役割を降りたいというときや、受験だから勉強をもう少し集中してやりたいとなったときに、それが地域の中で担保できれば非常によいと、今聞いていて感じたところです。

ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

レスパイトの枠組み、意味内容自体をどのように考え整理するかということかと思いました。子供が主体的に使える形にもしていくとなりますと、それをそっくり、レスパイトという枠に入れるかということにもなりますので、整理をお願いできたらと思います。

それでは、中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。

感想めいたところで恐縮なところもありますが、今までお話を伺っていて、レスパイト・ケア事業の充実も重要だなと感じたところですが、里親制度については地域と密着して養育するという観点も重要なところかとは思いますが、そういった意味では、先ほどショートステイなどは利用がなかなかないというお話もありましたが、そういった地域に根差して区市町村が行っている制度を利用するような方向性も長期的には充実させていって、そういった中で里親制度をより周知していく活動にもつながることもあろうかとは思いますが、短期的にはまずはレスパイト・ケアになるかもしれませんが、長期的にはそういった区市町村の子供総合支援計画に盛り込まれるような活動が必要なのかなと感じた次第です。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

東京都としての取組の検討の専門部会ではありますが、区市町村と連携しながら、相互にうまく乗り入れながらどうしていくかという点はあると思いますので、また検討をお願いできたらと思います。

ここまで「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」について議論してきましたが、「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」と「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」についても御意見をいただけたらと思います。「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」には、中長期の課題が挙がっております。いかがでしょうか。先ほどの「パーマネンシー保障」の用語が出てきているところですね。「チーム養育体制の充実」という文言もありますので、これは「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」にも重なっていく大事なところだと思うわけですが、いかがでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 やや質問的な話になってしまいますが、現在里子についてどの程度実親との面会等を行えているのか。おそらくあまり行えていないような印象はあるのですが、その辺りの実情などがもし分かるようでしたら教えていただければと思うのですが。

○横堀部会長 子供と実親との面会や交流のことでしょうか。

○中村委員 そうですね。

実親・親族との交流の在り方について考えるにあたっては、現状どんな形で交流があるのか、むしろあまりない状況の中での検討なのか、その辺りをお聞きしたく質問しました。

○横堀部会長 お答えをお願いしますでしょうか。

○児童相談センター児童福祉相談専門課長 児童相談センターの専門課長の久保でございます。

私も児童相談センターの所属ではあるのですが、4か所の児童相談所に行っておりまして、そこでの援助方針会議等に出ています。多少地域性はあるにしても、時代的な流れとしては、以前は、里親は例えば児童福祉法第28条に関するケースでなかなか親と連絡がつかないケースということで対応していたのですが、パーマネンシーケアというところで、児童相談所も実親との交流をしていくことに舵が切られている感覚はございます。

ただ、自立支援計画の中で、実親との交流というところで、里親にも社会的養育の理解を促しながら育ての親と生みの親の調整ということでやっているのですが、感覚としてはおそらく半分以上のケースが何らかの形で親族と対応しているのだろうなど。

ただ、時間的な変化の中で、分離はしていても実親が見守っている形で再統合ということで一緒にいなくても、最終的に子供がそこから社会的自立に向かったとしても、かけがえのない親というか、そういうことでライフストーリーワークを実施したり、そういう心理的ケアを実施しながら対応していくところです。

何か補足とかがあればお願いします。

実際の数がどうであるかは今統計的なものが手元にないのですが、よろしくお願いします。

○横堀部会長 何か補足があればお願いしますか。

○江東児童相談所所長 江東児童相談所の栗原です。

補足になるかどうかは分かりませんが、実際に交流している家庭も確かにございます。ただ、交流の場所として、里親の御家庭で交流することが難しいものですから、近くの児童相談所などを借りて、そこで交流するということをしています。

また、委託する当初の段階で、かなり交流頻度を必要とするような子供については、そのところで委託についてどうしようかということを実際に考慮してしまうこともあるのかなと思っています。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

現状、委託児童と実親との交流が必要なケースにつき、里親が協力できるような協働体制を模索する場合がかなりあると思いますので、この辺りも論点として重要と思わされます。

その他の点につきましても、皆様、いかがでしょうか。

「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」から「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」にかけて、どうぞお出してください。

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

パーマネンシーに参画できる方の考え方は、児童と里親と実親だけに限るのかというところを少しお伺いしたいと思っていて、例えばこれはクリエイティブ過ぎる発想かもしれませんが、今意見表明を児童相談所で聴取する取組を外部の方に委託していくような取組をやられている自治体もあるかと思うのですが、そういったところでも子供の話を聴いてくれる、フォスタリ

ング機関によらない形で第三者が話を聴きにいく、ないしは聴かなくても会えるようなところを持てると、非常によいのではないかと思います。

私が最近あった事例なのですが、もともと施設にいた子で、少し聴き取りをしてほしいとリクエストされて、聴き取りに行つて、資料を作つて、当人に渡して、その後、当人が措置解除になってしまったのです。しかし、措置解除のタイミングで、アドボケイトに連絡してよいのだよと福岡市の児童相談所から資料を渡されて、当人が措置解除されて別の施設に入ったときに、手紙が私に届いたのです。要は、私に会いたいということ。これも地域を越えてしまっているのですが、ある種本人にとってのパーマネンシー保障なのだと非常に感じた次第でして、そういった形で、実親と里親と子供だけの関係ではなくて、もう少し当人がいた地域の方たちにも永続的に関わってもらえると、パーマネンシーとしての意味がより厚みを増してくるかなと思っています。

また、保護者との交流で児童相談所の一室を借りてというお話があったかと思うのですが、非常に感情論で申し訳ないのですが、児童相談所と保護者の関係性がよければ児童相談所に会いに行つてもよいかなと思うのですが、関係が結構決裂している中での交流を児童相談所でやるのは保護者にとっては非常に心理的ハードルが高いのではないかと思います。例えば子育て支援拠点、子育てサロンのようなところに実親と子供が来て、その2人が交流している様子を少し遠目から支援拠点の方たちに見守ってもらいながらということも、ひとつ実親の交流するハードルとか、児童相談所に何か言ってみようというハードル、または、もし家庭に復帰する場合、保護者自身もこの人であれば少し信頼できるかもしれないというようなところに触れていけるのではないかと思います。この場を児童相談所以外、例えば児童館でもよいと思うのです。子育て支援拠点とかでもよいと思うのですが、あとは民間がやっているような居場所、子ども食堂と一緒に試してみるとか、そういったところから、もし家庭に復帰する場合、こういうところに母たちがつながってくれたら非常によいのではないかと思います。その先のところまで見据えた面会交流の場の設定は、非常に意味があるのではないかと感じている次第です。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

子供のアドボカシーについての言及と、実親交流に使う場所としては色々な場の活用、場作りがあるのではないかと提案を含む御意見でありました。

ここにフォスタリング機関の働きも出てきています。実親交流をどのように実現するかはケース・バイ・ケースという判断もあると思いますので、色々な可能性を引き続き現場で模索することが求められると考えます。

さて、「取組2 里親等に対する支援の充実」の議論の時間は大体このくらいなのですが、まだ内容が残っていますので、「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」と「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」につながる辺りで、もう少し皆さんから御意見をいただき、次に移ってまいれたいと思います。

まさに関わってこられた長田委員にこの辺り、お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。

フォスタリング機関の体制強化で、内容の精査や取組の見直しのようなところは、里親支援センターになるときに1回はしてよいかなと思っています。論点に「特に夜間・休日、学校

休業期間中等の対応」ということで書いてありますが、夜間帯や土日などに里親家庭での課題で相談したいときに、通年開所だと夜などだと通常の御担当ではない方が出られるので、限局的なというか、警察に電話してくださいとか困ったら救急車ですというような形になるとどうしてもそこには手が出せなくて、もう少し手前での支援が欲しいと思われる方も多いのかなと思いますので、そういう部分では必要だと思っています。ただ、一方、今のフォスタリング体制で、8名で日中は業務に体制を取られていて土日祝も広報啓発や研修で対応している中で、その8名で夜間をカバーできるかというとなかなか難しいですし、夜間だけの職員を雇えばよいかといっても、電話対応をしっかりとできる人がやるべきことになりますので、そこは各フォスタリング機関というより、もしかしたら集約しての体制が取れるような電話の部署をつくるのか、もう少し職員体制を考える中で検討していてもよいのかなと思います。ただ、里親としては非常にニーズがあるのも十分に分かっていますので、工夫ができるとよいかなと思います。

パーマネンシー保障では、面会交流等はニーズがあってもなかなか実施できない、実現できない御家族もいますし、子供自身がどう思うかとか、年齢によっては子供自身がどう思っていくか、里親自身がどう思っていくかというところで、葛藤が生じることも多くありますので、フォスタリング等を踏まえて支援を組み立てることも非常に大事だなと思っています。

里親支援センターの移行につきましては、きっと移行していく体制が必要になっていくかと思いますが、現在の児童相談所のフォスタリング機関の配置の中で、各児童相談所が今の里親支援センターに当てはめるとしたら何名の体制になるのかというところと、8名にするとしたら何が足せるのかというところは、児童相談所間で里親の家庭数も違いますのでそのばらつきとか、何に重点的に支援を入れるのかということで、心理職を入れるのか、自立支援相談員専任にするのかとか、そういう組合せみたいなものも出てくるかと思いますが、そういったものを見ながら検討してもよいかなと感じました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。これからにつながる示唆もいただいたように思いました。

では、慶野委員、お願いします。

○慶野委員 直接的に「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」と「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」に当たるかは分からないのですが、チーム養育体制の図の中のステークホルダーに企業が全然いないのが気になりまして、福祉の中で閉じているなという印象を持ったのです。里親だと、受入れ前の研修や実親との交流、児童相談所との連携など、色々とやる必要があると思います。その状況で企業側に理解がないと、一般の家庭よりも育児と養育以外に必要な時間がある中で、逆に急な残業や出張などで里子の養育に使えるリソースを企業に奪われてしまうというようなリスクもあるのかなと思うのです。

以前、別の論点でも触れましたが、例えば里親の社員への休暇の付与など、里親に対する支援を行う企業に何らかのインセンティブを与えて、包括的に支援していくことが必要なのではないかと私は感じています。

この場で直接的な福祉以外に取り組むのは難しいかもしれませんが、即効性も薄いかもしれませんが、ステークホルダーの一つとして民間企業を巻き込んでいったほうが、里親を取り巻く環境がよくなって、里子の利益につながるかなと思っています。

○横堀部会長 ありがとうございます。

このチーム養育体制の絵は、最低限のチーム養育のメンバーの図となっていますが、実際には、こうした背後に、里親が勤める企業、リクルートにあたって理解を求めたい企業等が確かに取り囲んでいるものと思います。おっしゃられましたように、里親の社会生活上の関係者、社会資源からの理解と連携は本当に大事だと感じます。実際にフォスタリング機関なども徐々にアプローチしつつあると思います。

それでは、「取組2 里親等に対する支援の充実」を少しまとめて、次へつなげてまいりたいと思います。

まず、私からも少し意見を加えさせていただきます。

「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」は、先ほどの「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」で、様々な子育て支援がより充実していくことは大事だと共感するところです。一方、里親家庭への支援の中核としては、私は、里親が子供のニーズに応じ、その関係性・相互作用を生かして安定的な養育者になっていくための、軸となる養育を支えるトータルな支援が最重要と考えています。最も主要なところを支えるためにどうしたらよいか、そして側面的・補助的な支援はどうしたらよいか、その両方の議論が必要ではないかと思います。

里親への支援にとどまらない里親家庭支援、そして、子供に届く支援が内容に入ってきますので、総合的に充実させていくことが求められるように思うわけです。

そこで提案です。「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」には、長田委員も先ほど触れてくださいましたが、どういう建付けでどのように運営したら里親支援センターの設置が生きるのか、整理しなければならない点が挙げられます。論点案には、これからフォスタリング機関の評価や、他自治体の先行事例を通しての検討、東京都内では世田谷区が設置した里親支援センターなど先行事例の分析を行った上で検討をすすめていく必要があると思いますので、後日この辺りを深掘りするときには具体的なヒアリングなども含めて意見交換ができたらと思っております。

皆様から色々な観点を示していただき、ありがとうございました。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。

続いて、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」について、御説明をお願いします。

○家庭支援課長 家庭支援課長の安藤でございます。

「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」について、御説明させていただきます。

まず、「論点1 代替養育における特別養子縁組の優先的な検討【短期】」でございます。東京都の社会的養育推進計画におきましても、実親や親族による養育が受けられない児童は、特別養子縁組を検討することとしております。

「現状」でございますが、令和5年度の東京都の特別養子縁組の成立率の実績でございますが、約1.4%ということで、全国が1.0%ということで、実績としましては全国とさほど変わらない状況となっております。成立率とは、社会的養護のもとで暮らす子供のうち、特別養子縁組が成立した件数の割合となっております。特別養子縁組でございますが、実父母の同意以外であっても、虐待などで長期間養育が見込まれない場合などにおきましても申立ては可能でございますが、例が少ないため、検討自体も少ない状況となっております。また、障害や病気などケアニーズが高い児童につきましては、縁組成立が困難なことが多く、検討も乏しいということでございまして、東京都において特別養子縁組の検討は現状としては限定的である

可能性があるということでございます。

資料の下段に、全国の児童相談所における特別養子縁組を検討するケースの内訳を記載しておりますが、全国で見ましても、1番上の実父母による特別養子縁組の希望の意思が明確である場合や、下のほうにありますが棄児や実父母が死亡して養育できる親族がいない場合などにおきましては、高い割合で特別養子縁組を検討しているということございまして、東京都におきましてもここは同様だと認識しております。それ以外で様々な理由で実父母の養育が望めない場合については、割合は全国でもばらつきがあるところでございます。

「課題」でございますが、先ほど「現状」で申し上げましたとおり、縁組の成立のしやすさや同意の有無にこだわらず、児童のパーマネンシー保障の観点から方針の検討がまだ十分ではない可能性がございます。また「実父母の同意」以外での理由での申立て経験が、現状としては乏しい状況でございます。

次のページに「2. 具体的な論点案」ということで記載しておりますが、他県の事例などを参考としまして、特別養子縁組をもし進める場合には、特別養子縁組制度の説明であったり、実親による養育の可能性について、交流だったり現状を改善できるかなども、ケースワークを続けながら、特別養子縁組の必要性について方針を決めていくということで、きめ細かなケースワークが必要になるのですが、そうした段取りについて、家庭養育推進のためのフローチャートなどを用いて、経験が少ない児童福祉司もいる中で、サポートとなるようなツールの作成を検討してはどうかと考えております。

また、特別養子縁組を進める上では、児童相談所として組織としてそうした方向に進める必要がございますので、管理職も含めて全ての児童相談所職員がパーマネンシーの概念に理解を深めるための研修の実施を検討してはどうかと考えております。

3点目でございますが、こうしたパーマネンシー保障につきまして、親子分離後のケースマネジメントを強化するため、担当の児童福祉司へのコンサルテーションや協働が可能な専門チームの設置を検討してはどうかと考えております。

現状の都の児童相談所の体制としましては、1人1人の子供のケースワークについては里子担当の児童福祉司が行っております。その中で、特別養子縁組や里親への委託が望ましいと考える場合には、児童相談所の中で援助方針を決めた上で候補児童として東京都の各児童相談所に情報共有を行いまして、各児童相談所には各児童相談所の管轄地域内にいる里親を担当する里親担当の児童福祉司がおりますので、各児童相談所の里親担当の児童福祉司から養育家庭、もしくは特別養子縁組の委託家庭としてふさわしい家庭がいる場合には候補家庭を出していただき、その情報を得た里子担当の児童福祉司が候補家庭を決定して、その後、里親担当と里子担当で協働しながら交流などを進めていくような手順で今進めているところでございますが、こうした手順、進行管理を専門チームを設置した上でしっかりとフォローしていける体制をつくってはどうかということで、今、論点案として出させていただいているところでございます。

続きまして、3ページでございますが、「論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討【短期】」でございます。

「現状」でございますが、令和5年度の実績におきまして東京都の児童相談所の特別養子縁組成立件数は36件でございますが、うち児童相談所長による適格確認の申立ては2件ということで、児童相談所長による適格確認の申立ては限定的となっております。

「課題」としましては、実務上どのようなケースを活用するかについて、整理がまだ十分で

はなく、ノウハウの蓄積が必要だと考えております。この下は、全国の児童相談所における児童相談所長申立てをしたケースの主な理由の内訳でございますが、都道府県や政令市など、児童相談所によっては、特別養子縁組に関しては全て児童相談所長申立ての方針で行っているところもございます。それ以外では、父母が行方不明であったり、父母の意思に翻意の懸念があったり、養親の申立てによりますと養親の住所を実方の父母に知られることとなりますのでそうしたことを回避するためといった理由で児童相談所長申立てを行っているケースが一定割合あるという現状でございます。

「2. 具体的な論点案」でございますが、東京都の児童相談所内で実務マニュアルを整備しておりますが、児童相談所長申立てに活用する事例なども整理して、このマニュアルへの具体的な記載を検討してはどうかということでございます。

2点目でございますが、現在、東京都のほうで様々な困難事例であったり、各児童相談所で参考になるような事例を共有するようなシステム開発を行っているところでございます。こうした児童相談所長による申立てに関しましても、実親とのやり取りや裁判資料など具体的な進め方をこの事例共有システムに搭載して、東京都全体で共有を図るような仕組みをつくってはどうか考えているところでございます。

○育成支援課長 「論点3 乳児院の体制拡充」につきましては、育成支援課長の六串より説明させていただきます。

4ページをお開きください。「論点3 乳児院の体制拡充【短期】」です。

「現状」ですが、まず、東京都の強みとしまして、乳児院の体制が整っていることが挙げられます。特別養子縁組や里親等委託を推進するため、もちろん受皿となる里親の登録拡大も重要ですが、新生児や乳児の段階で、安全に子供を受け入れて、養親や代替養育先に送り出す側となる乳児院の体制の拡充も重要と考えております。乳児院では、近年、新規入所児童における一時保護委託の割合が増加しておりまして、また、0歳児の入所状況は逼迫しているところです。そうした中で、令和7年度より、新たな取組といたしまして、特別養子縁組を推進するため、交流からマッチング、アフターケアまでを児童相談所と連携して行う特別養子縁組推進員の配置を開始したところでございます。また、江東区にあります社会福祉法人賛育会賛育会病院におきまして、内密出産や新生児等の匿名預かりが始まっている状況です。

「課題」といたしまして、一時保護委託が増加することで、入所時の入れ替わりにより個々の特性や健康状態を把握する難しさが増大していること。また、乳児1人あたりの関係機関との調整業務が増加していること。2点目といたしまして、夜間の手厚い支援体制が必要となる0歳児の受入れのための体制や、夜間の緊急一時保護に対応するための体制が必要となっていること。また、特別養子縁組推進員の配置は、現在、東京都内11か所ある乳児院のうち3か所での配置にとどまっていることなどが課題となっております。

「2. 具体的な論点案」といたしましては、0歳児や夜間の緊急一時保護への対応、また、特別養子縁組推進員の配置などの体制の整備を更に進めるべきではないかという点を御提示させていただきます。

「論点3 乳児院の体制拡充」は以上です。

○家庭支援課長 再び私から説明させていただきます。

5ページになります。

「論点4 縁組成立後の継続支援【短・中長期】」でございます。今後、特別養子縁組を一層

進める上でも、また、特別養子縁組となる児童の福祉を考える上でも、特別養子縁組成立後の継続的な支援が必要だと考えております。

「現状」でございますが、特別養子縁組成立の審判確定後半年程度は児童福祉司指導などによる援助を継続しております。また、生い立ちの整理やライフステージに合わせた支援などについて、里親登録継続者に対しては、令和4年度から特別養子縁組成立後の養親子向けの個別支援プログラムを案内しているところでございます。次のページに、参考までに、個別支援プログラムに関しましてまとめておりますが、二つありまして、一つ目が特別養子縁組成立後の里親等に向けた個別支援プログラムでございます。ステップ1からステップ3までございますが、まず、ステップ1としましては「真実告知やライフストーリーワークの意義・重要性に関する講義」を行っておりまして、個別支援を行う前の基本的な認識の定着を図るということで行っております。次にステップ2でございますが、「個々の家庭の状況に合わせた個別相談支援」を行っております。ライフストーリーワークの専門家が里親と個別に面談を行いまして、真実告知に関する悩みの相談や家庭に合ったライフストーリーワークの方法などを伝えることを行っております。ステップ3でございますが、相談支援後の実践を踏まえまして、当事者同士のグループワークを行いまして、体験の分かち合いを行うことで真実告知に向けた意識の向上を図るといった取組を行っております。

二つ目が「個別支援事例の事例検討」ということで、こちらは児童相談所職員や里親支援機関の職員などの支援者向けでございまして、個別支援プログラムの事例をもとにして、こうした支援者の支援力向上に向けて事例検討会を行っているものでございます。

また5ページに戻らせていただきますが、こうした取組を行っているところでございますが「課題」といたしましては、真実告知のタイミングに合わせた生い立ちの整理などライフステージに応じた親子支援が必要でございますが、ケースによっては支援機関とのつながりが途絶えてしまう場合がございます。また、実親の情報を伝えるに際しては、養親だけで行うことは非常に困難な場合もあるかと思っております。どの程度、どのように伝えるかというところで、専門家の助言なども重要ではないかと考えております。三つ目でございますが、子供のアイデンティティーの確立のためには、生い立ちの整理の的確な実施や、状況によっては実親・親族との交流についても検討が必要ではないかと考えております。

「2. 具体的な論点案」でございますが、まずは特別養子縁組を進める上で、特別養子縁組成立後にどのような支援を受けられるのか、あらかじめ児童相談所職員の支援者が養親子に説明するためのリーフレットなどの普及啓発資料の作成を検討してはどうかというところでございます。

2点目が、先ほど御説明しました個別支援プログラムなどにつきまして、個別支援ニーズに合わせまして利用を促進してはどうかというところでございます。

3点目が、児童・里親・実親各々の意向を踏まえて、パーマネンシー保障するための実親・親族との交流の在り方を検討してはどうかということでございます。

御説明としては、以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」につき、四つの論点を御説明いただきました。

これから、これらの内容について、御意見、御質問などをお願いしたいと思います。

本日はまだ委員のお声を伺えていませんので、どのパートでも構いません。林委員から少し

見解、あるいは御意見をお聞かせいただけますとありがたいのですが、お願いできますか。

○林委員 ありがとうございます。

まず、年間を通して、児童相談所が成立に関わる平均値も、たしか1児童相談所あたり1.4件ぐらいだと思うのです。そういうことを考えると、なかなか経験値を積むことができないというか、それが悪循環になっている現状はあるかと思うのです。

虐待や悪意の遺棄に関する同意のない申立ても事例を積み重ねていくしかないかとは思いますが、これは特別養子縁組に特化しているわけですが、場合によったら普通養子縁組も選択肢の中に考えるべきではないかとも思います。

私が1月にオーストラリアに行ったときに、実親子断絶型の養子に関しては、ほとんど皆無に近かったのです。代わって「Legal guardianship（法定後見人）」と言われる制度が積極的に使われている。これが実親子との法的関係も維持する普通養子縁組でした。それぞれの国の歴史があって、先住民族の方たちが断絶されることによって文化の断絶につながったということで、実親子の法的断絶は非常に慎重であるわけですが、日本でも場合によったら相続や扶養の義務などリスクもあるわけですが、そういう安全性がある程度予測されるなら普通養子縁組に対して同意する実親もいるのではないかとも思いますし、それが望ましいケースもあるのかなとも思います。

もう一つは、長期里親が養子縁組の代替的な役割をしている面もあるかとも思います。長期里親の場合、成人してから普通養子縁組を組まれる方もいるわけですが、なぜもう少し早く子供期にという思いもあります。そこは、経済的な支援が里親から縁組することでなくなるわけですから、場合によったら東京都独自に経済的な支援をつけるとか、あるいは論点の中で、障害やリスクのある育てづらさを抱えている子供なども多いわけで、そういうケースに関しては一般施策として特別児童扶養手当があるわけですが、そこまでいかないケアニーズの高い子供に関しては東京都独自で何らかの経済的な支援を養子縁組成立後も支給するとか、そういう大胆な対策も必要ではないかと思っております。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

普通養子縁組と特別養子縁組の制度があるわけですが、子供のニーズに応じてどのように考え、運用したらよいかという点、課題提起をいただいたと思います。この辺りは丁寧な議論が必要かなと思いながら聞かせていただきました。子供の福祉のための制度である特別養子縁組は、縁組を必要とする子供のニーズに応えることを進める取組だと思います。そういう意味で、今日示されている現状・課題、論点を確認しながら、御意見をしばらく伺えたらと思います。

関連して、乳児院の機能・体制をどのように検討するかも出ておりますので、長田委員に伺ってみたいと思います。いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。

「論点3 乳児院の体制拡充」ですが、乳児院の体制拡充について論点案を整理していただいて、その整備なども必要だと思っていただけることはとてもありがたいと思っております。

また、里親と共にどうやって連携していくかということも、これから乳幼児期からお願いするのであればサポート側というか、夜間・休日でも電話していただければお話を聞く分にはお伺いできますし、そういった連携も必要だと思いますので、これからの乳児院をどのように活用していくかということは、乳児部会も含めて一緒に検討していくことが大事だと思っています。

ます。

ここの論点案にもありましたように、緊急一時保護がとても多くて、先週ですと1日に7件以上の一時保護依頼が来る中で、1枠、2枠のところ入所調整をしなくてはいけないところもありまして、なかなかニーズも高い中でどのように受けていくかというところの難しさと、夜間・早朝ですと児童相談所の方が連れてこられないので、警察対応しなくてはいけないとか、夜勤帯の職員が子供を別の、隣のお部屋の職員に預けながら手を離して受け入れるということで、体制がしっかりとしていないとなかなかお受けもできませんし、そういうところのサポートや体制強化をしてもらうことで、夜間でも受けやすいというか、乳児院が受けるべき子供たちについては受けられる体制をつくっておくことは必要なのだと思っております。

一方で、一時保護は入退所も激しいですし、事務的な対応も難しい、煩雑にもなりますので、職員の手がとても取られるという現状もありますし、出入りの多い状況の中で、長期にいる子供たちが生活することになりますので、子供たちが安定態に生活するために部屋割りなどどのように受けるかということは乳児院としても検討が必要かなと考えております。

ここの部分については、以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

乳児院の現状、どのように体制強化するか、また、その中で特別養子縁組の取組の推進にどのように寄与する体制がつくれるかといった抱き合わせの御意見であったと思います。

「論点1 代替養育における特別養子縁組に関する取組の推進」、「論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討」の辺りは、児童相談所が児童相談所長申立てという形で特別養子縁組に関わるのであれば、それを生かすことが必要ではないかということもあり、専門チームをつくる、マニュアルをつくって共有する、システムを開発することを検討したいと書かれているわけです。方向性については、そうしたことが必要であろうと、委員の皆様からも概ね御賛同いただけるのではないかと予測いたします。その上で、実務をどう作り上げていくかにあたって、細かな検討がこれから必要なのではとも拝察しております。

私から1点触れさせていただきますので、その後、また皆様の意見を聞かせてください。

民間の養子縁組あっせん団体には多様なものがありますので、中でも確実に手堅くソーシャルワークベースで取り組まれていると私が捉え感じるところを中心に、活動に注目しているのですが、障害のある子供であったり、病気の子供であったりしても、養子縁組が成立しているニュースを聞くこともあります。委託にあたっては難しい場合もあるだろうと思うのですが、養子縁組を必要としている子供の福祉の観点に立って、養子縁組を児童相談所として進めるために何が必要かをめぐってノウハウを参考にする点があるように思います。その意味では、以前も出ていたかと思うのですが、民間の養子縁組あっせん団体や他の自治体の実践モデルを収集していただき、活かせるエッセンスを取り入れるという方向で整理していただくことをお願いしたいと思います。多様な子供がいることを考えながら、縁組に係る支援過程を丁寧に構成していくことが求められると思うからです。意見表明が必ずしも明確にできない段階の子供を含め、子供の人生を決める支援だと思っておりますので、そのように進めていただけるとありがたいと思っております。

それでは、もう少し時間をお取りしますので、ほかの委員の方からも質問、御意見をお出しください。いかがでしょうか。

本日まで御意見をいただいていない方も、どうぞお手を挙げていただければと思います。

いかがでしょうか。

では、中村委員、お願いいたします。

- 中村委員 「論点 2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討」ですが、現在、都立児童相談所の児童相談所長による適格確認の申立ては2件ということですが、私が伺っているところでは、事実関係になかなか難しい問題があるとか法的な問題がある件については児童相談所長申立てをされているのかなという感覚はありまして、もちろん、より一層児童相談所長による適格確認申立てをされてもよいと思いますが、その活用が進んでいないというよりかは、先ほどのどのケースを特別養子縁組に持っていけるのかというところで、同意があればもちろん養親の方の申立てでも大丈夫なケースも多いわけですから、同意がない場合にどの程度まで特別養子縁組の申立てを考えるのかというところが、先ほど色々なケースをまとめておられてそういった事例の集積もされているとですので、とはいえ、なかなかぎりぎりのケースですと却下ということもあり得るわけですが、そうすると養親になる方にもショックですし、子供にとっても、逆に、年齢によりますが、ダメージを受けることもありますので、その辺りは慎重に、少しずつ裁判所にも意識を変えていただくよう少しずつ申立てを広げていくしかないのかなと感じています。

以上です。

- 横堀部会長 ありがとうございます。

子供の人生と、育てる側の養親の人生も決める大事なプロセスになりますので、丁寧に、慎重に検討しながら、関係者・関係機関とともにできることを模索することだと思われました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

- 児童相談センター児童福祉相談専門課長 今の中村委員の意見で、児童相談所の現場の状況について補足させていただきます。

裁判所の意識ということで、非常に重要な視点をいただきました。

「ノウハウの蓄積」とここに書いてございますが、実際には、国の調査などによると特別養子縁組までに困難が生じたケースとして、実親の同意の困難ということで、実親が行方不明とか、居所は分かっているが応答がないとか、そのようなケースにおいて、悪意の遺棄というのですか、悪意の遺棄とは正当な理由なく積極的に養育を放棄したり、子の福祉を害するということなのですが、その判断で2段階申立てに行くべきかどうかは各弁護士の方の御判断も結構ばらつきというか、最終的には裁判所の意識になるのですが、結果として児童相談所長も困っているのが現状なのです。それに対してどうするかというところですが、例えば児童福祉審議会を活用するとか、一応、乳児院のほうでも里親支援専門相談員とか委託等推進委員会で結構その辺りを言ってくれているのです。ですから、そういうところも含めて児童相談所の弁護士なども含めて協力して、ノウハウの蓄積というのですか、子供の権利擁護のために何がよいのかということは引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

- 横堀部会長 どうもありがとうございます。

取り組んでおられる現場ならではの御説明をいただき、状況確認をさせていただきました。取組みの実際についてもぜひまた教えていただきながら、御一緒に検討できたらと思います。

この件に関しても、別の点でも、この辺り、いかがでしょうか。

次に移ってもよろしいですか。

私から1点、添えさせていただきたいと思います。

「論点4 縁組成立後の係属支援」の辺りで出させていただきました、養子縁組成立後のお話であります。「少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続」とあります。現在もフォスタリング機関を含めて、養子縁組後の親子支援や養親プログラム・子供プログラム提供など色々なことをなさっているご様子です。私としては養子縁組が成立後も、このような伴走方支援の継続が養親家庭をやはり支えるものと考えます。中途養育には変わりありませんので。子供の養育がより安定していく、養親子の親子結びがより確実になっていくために、家族以外の人たちともつながりながら子育てしていくのはよいことだと感じてもらえるような伴走ができればよいと願っています。これまで、私自身多くの養親子に出会ってきたのですが、養子縁組成立後、地域を変えて転居し、縁組に至る中でつながった関係者とも関係を切るようにして、養親子であること伏せて育てていきたい方もいました。ですが、子供の権利を大きな意味で守っていくことを考えると、養子縁組をしたからこそ他者とつながりを持ちたいと思えるような伴走型支援がまずできるとその後につながると思います。よって、関係者がどういう専門性、ノウハウを共有しながら取り組んでいけるかについては、様々なツール開発も含めてぜひ検討できるとよいと思われております。

それでは、まだ意見はおありとは思いますが、改めて議論を深める機会が後日にもあるようですので、恐縮ながら次に移らせていただけたらと思っております。

それでは次に、「取組4 ケースワークの徹底による里親委託の推進」について御説明をいただき、審議できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○家庭支援課長 それでは、「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」について御説明させていただきます。里親等委託を促進していく上では、そのケースワークを行う児童相談所の体制強化が重要であると思います。

「現状」でございますが、これは皆様御存じのとおり、相談受理件数や虐待対応相談件数ともいまだ増え続けている状況にあります。そうした中で、経験が少ない児童福祉司が多くいる状況ございまして、新規ケースへの対応に注力せざるを得ない状況ございまして、里親等に委託する場合の支援計画の作成や進行管理が課題となっております。また、実親に対してでございますが、施設入所には同意するけれども里親委託については子供を取られるという心配から反対するケースもあるところでございます。

「課題」でございますが、そうした現状を踏まえまして、施設入所時からの家庭復帰の可否を見据えた支援計画の策定や進行管理が不十分になりやすい状況にあります。また、支援計画は児童や家族の参画を行いながら作成することが望ましいですが、そこには専門的な知識・技術が必要となっております。また、ケアニーズの高い個別的なケアが必要な子供が増加しておりまして、施設から里親への移行にあたりましては丁寧な支援が必要となっております。その上で、里親委託が適当なケースに対しましては、実親に里親委託への正確な理解を促すことも必要となっております。

「2. 具体的な論点案」でございますが、こちらは再掲でございますが、施設入所直後からの支援計画策定や進行管理を優先的に強化するために、児童福祉司へのコンサルテーションや、協働して進行管理を行う専門チームの設置を検討してはどうかということでございます。

2点目が、児童・家族が参画した支援計画の作成を進めるために、高度なケースワークを行う力をつけるための支援を検討してはどうかというところでございます。

3点目も再掲でございますが、家庭養育推進のためのフローチャートや実親への説明の仕方など、児童福祉司のサポートとなるツールの作成を検討してはどうかというところでございます。

4点目でございますが、現在、児童相談センターの治療指導課におきまして、施設職員や児童相談所職員を対象としたコンサルテーションを実施しております。施設のアセスメント及び心理ケア・里親への移行支援を強化するために、こうした支援体制をより強化することを検討してはどうかということでございます。

続きまして、2ページを御説明させていただきます。

「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託【短期・中長期】」でございます。ショートステイの実施状況につきましては、ここに記載はございませんが、東京都内では51の区市町村が現在実施しております。区、市におきましては、全ての自治体で実施しているところでございます。ショートステイの委託先の実態としましては、現状、施設への委託が中心になっておりますが、年々ショートステイの利用実績も増えておりまして、そうしたショートステイの利用ニーズに対応していくためには、協力家庭を増やすことも課題になっております。

「現状」でございますが、協力家庭を確保するために、東京都独自に報酬を上乗せして財政支援を行っているところでございます。また、区市町村の里親へのショートステイの委託を進めるために、ショートステイの協力意向を持つ里親の情報を情報提供することや、里親について協力家庭として委託するための事務手続のフロー図を作成し区市町村に提供することなどを行っているところでございます。

「課題」といたしましては、協力家庭を活用する自治体及び家庭数の実績をこの下を書いていますが、伸びてはおりますがまだまだ実施していない自治体のほうが多いという現状でございます。令和6年度は、里親のうち226家庭でショートステイの協力意向を示しておりますが、活用は42家庭に留まっているという現状でございます。協力意向を示している里親が在住する自治体の大半が協力家庭を活用していないということございまして、令和7年7月に活用していない理由はどういうことかということで東京都で区市町村アンケートを行っております。1番多いのは「協力家庭の確保が困難」で、15自治体でございます。また、現状として施設で対応していることや、協力家庭に預けたいというニーズがないという自治体も、少数でございますが、回答がありました。そのほか、個々の協力家庭になりますので、質の確保というところでの懸念であったり、事務手続が煩雑といったような声がございました。

「2. 具体的な論点案」でございますが、引き続き、ショートステイの利用ニーズに対応するため、また、未委託の里親家庭の養育の経験を積むという意味でも区市町村の協力家庭を活用したショートステイの取組促進を検討してはどうかと考えております。

具体的には、区市町村のアンケートを踏まえまして、進まない要因でございます協力家庭の確保と区市町村の事務負担を軽減する取組について検討してはどうかと考えております。

○育成支援課長 「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」につきましては、六串より説明させていただきます。

全体を通して、最後の論点となります。

「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化【短期・中長期】」です。

「現状」ですが、里親に関する情報や個別ケースの記録は、都立児童相談所間におきましては、こちらに記載の「東京都児童相談所情報管理システム」で一元管理して、情報共有をして

ございます。一方、児童相談所と里親との間では、情報共有できるツールがないのが現状でございます。

「課題」といたしまして、特別養子縁組のマッチングにあたりましては、児童相談所が養子縁組里親に候補児童を紹介し養親となる意思を確認するというプロセスですが、これらは全て電話連絡で対応しておりまして、事故防止のためメールの使用は不可とされておりますので、児童相談所と里親双方にとって大きな負担となっているところです。

「２．具体的な論点案」といたしまして、個人情報への取扱いに配慮しつつ、養子縁組里親とのマッチングに係る情報共有のＤＸを進め、業務の効率化について検討が必要なこと。

また、児童相談所ないしフォスターリング機関と里親との間での新たな情報共有システム構築に向けましては、区立児童相談所も想定して、自治体間の横断的利用も将来的に考えるとしたら、例えば個人情報の取扱いなどですが、こういった配慮が必要か。

最後になりますが、里親に関する情報は、都立児童相談所間では共有できるようになっておりますが、詳細な情報は里親担当が握っているのが実情です。里子担当がより主体的に委託を検討するためには、どのような情報の共有が必要となるかといった点を御提示させていただきましたので、御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○横堀部会長 御説明、ありがとうございました。

ただいま「取組４ ケースワークの徹底による里親等委託の促進」について、三つの論点をいただきました。これらの内容について、以後、御質問、御意見をお願いできればと思います。

論点１は、児童相談所の体制強化についてです。

論点２は、待機中の里親へのショートステイの委託についてです。ショートステイの受皿としての期待ということであります。

論点３は、里親委託候補児童に関する情報の取扱い、システムをつくる案でした。

少しずつ重なり合う一方、少し異なる観点も挙がっていますが、いかがでしょうか。

養育の実際を踏まえたお声を伺ってみたいと思いますので、何度もお願いして申し訳ないのですが、四条委員、里親へのショートステイの期待という辺り、実感としていかがでしょうか。待機中の里親へのショートステイの委託について、区市町村との関係などについても先ほど事務局から御説明がありました。お願いできますか。

○四条委員 私もショートステイの協力家庭に登録していて、あきる野市は、３、４年ぐらい前からそういう事業を始めていて、小学生が対象のショートステイをやっています。私が住んでいる学区の中で上がってきた子供をショートステイでお預かりしたことがあるのですが、里親をやっていて、実親と交流というか、お話し、お会いする機会が全くなかったものですから、市のショートステイは、「親とやり取りをしてください」、「事務はこうやってください」という形になっていたもので、そこは非常にびっくりしました。実際にショートステイでお預かりした子供は、里親家庭で見られないのではないかとというぐらい大変な子供をお預かりした記憶があります。今でも待機中の里親へのショートステイの委託となると、「里親はやめるわ」と言ってしまうようなケースが出てくるのではないかと心配になりました。事務やお金のやり取りは本当に大変になってしまうので、それを区市町村のほうでやってくだされば少しはよいのかなとも思いました。

以上です。

ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

ショートステイという枠でも色々な状態の子供が家庭にやってくるということになりますので、難しさや大変さもあり、また多くの確認・配慮が必要にもなるということですね。

この辺り論点がそれぞれ挙がっていますが、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託」については、未委託家庭の経験という意味では、ショートステイが適格かという点、分からないところがあります。もちろん、実家族がいらっしゃって戻っていく子供をお預かりするのは、里親家庭で措置であったり、一時保護でお預かりするのと子供の状況も違いますし、スタンスも違いますので、また違った形で伝えなくてはいけないことがありますので、そういったところを理解していただけるかというところはプラスアルファでまたお伝えしなくてはいけない部分もあるので、一概にこれで大丈夫とは言えないのかなと思います。

一方、特別区立の児童相談所ではショートステイの協力家庭の研修をフォスタリング機関が担っていることもありまして、そこから経験を積んで、里親家庭ではなくて地域の方を養成して、ショートステイで受けてきたけれども里親家庭もやってみようかなみたいところで、それも含めての支援という形でやっていたこともあります。まずは里親家庭にいる子供たち、社会的養護の中で生活していて里親がきっと適切だろうと思う子供たちの委託促進が大前提だとすれば、ショートステイの協力家庭の活用は工夫と配慮が必要なのかなとも感じたりしました。

あと、里親や候補児童に関する情報の取扱いについて、「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」でいいますと、マッチングをするときの情報のツールというかシートみたいなどの整備とか、誰が見ても分かりやすい情報を見てその中で選定するという工夫が必要だと思いますので、現在の紹介ツールや様式が本当に適切なのかという見直しは必要なのかなと思いますし、紹介の仕方とか対応の仕方みたいなのも配慮が必要なのかなと思います。全て電話だと毎週のように候補に挙がる子供たちの情報を一般の御家庭の養子縁組の里親たちが聞くには、実親の状況や深刻な中で保護されてきた子供たちのことを聞いていくことは、負担や非常に悲しい気持ちになっていくというお話も聞きますし、耳からの情報だけだと想像しづらかったり、きちんと判断していくことも難しいのかなと思いますので、安全性の高いシステムなどで、視覚的にも分かるような形があってももちろんよいのかなと思いますし、子供の情報についても、写真とか、生活するにあたって子供がどんな配慮やサポートがあれば里親家庭で生活できるのかというところを中心にした、もう少し詳しいまとめ方の紹介ツールがあると経験のない児童福祉司であっても、こういう子であればこの里親がよいかなと思うこともできると思いますし、今、コンサルテーションとも言われていますが、里親担当児童福祉司の活用のようなところも、専門性を持った担当児童福祉司の御活躍がこれからきっとここで生きるのかなと感じました。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託」では、里親へのショートステイの委託は、社会的養護の子供を一時保護委託や里親委託をお願いする場合とは少し質が異なるので、整理が必要ではないかという点も含まれていました。入所型施設でもショートステイは細心の

注意を払いながら手がけている様子を私も見てきています。家庭に期待できることと、必要な配慮・確認、区市町村との連携のありよう、その辺りも検討が必要のように思います。

「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」では、一定の工夫の意義があるとされながら、ここにも工夫と配慮が要るのではと御指摘いただき、ありがとうございます。

私からまだ1点だけ触れさせていただき、また皆様に手を挙げていただけたらと思います。

私も、里親委託候補児童の紹介につき、ボリュームも内容の深さもあってエネルギーが要る中、電話で説明をつくすべく頑張っただけの方法をお聞きしますと、そのことには改めての里親やご家庭のアセスメントの意味が、支援過程の一環としてあったかと思えます。一方、一定の形を新たに一つとして、何をどこまでどのように盛り込むかを含め工夫するシステム開発は大事なことです。ただ、里親とフォスタリング機関、児童相談所との間での情報共有システムの構築は、非常にリスクもあるものですから、その点もしっかり考えておかなければならないと思います。里親家庭は一般の家庭でもありますので、システムが画面で開かれていれば、必要な人以外の目でも見られてしまいますし、スクリーンショットで残すなどもできてしまい、リスクも伴います。ですので、安全性も保ちながらどう業務の効率化を図るか、支援過程のそれぞれのパーツを次に活かすかという点において、かなり検討が要るかなと感じながらここを拝見しておりました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

今日は堀口委員からまだ伺えていませんので、この論点で振って申し訳ないのですが、何かございますか。お願いできますでしょうか。

○堀口委員 堀口です。

そうしましたら、私は、「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」でもよろしいでしょうか。

○横堀部会長 はい。

○堀口委員 区立児童相談所がたくさんできておりまして、これまで都立児童相談所の中で完結していたときには里親担当の方の情報や、里子担当が今どのようにやっているかということが割とタイムリーに分かって、意思疎通も割とよくできていたかなというところはあります。区立児童相談所がたくさんできて情報共有が難しくなっていて、里親担当が持っている情報がタイムリーに入ってこなかったり、里子担当の考えていることがタイムリーに里親担当と共有できていなかったりということはあるのかなと思っているので、DXでうまくいくとよいなと思うのですが、マッチングもそうですが、施設の色々なシステムが区と都で違い過ぎて、横断的な利用はまだまだ課題がたくさんあるなとは考えています。しかし、できるようになったらよいなと考えております。

以上です。

○横堀部会長 児童相談所のお立場ならではの御意見をありがとうございます。

区と都の連携、里親担当、里子担当の児童福祉司の連携、それぞれ両方の立場を生かすという意味で触れていただいたかと思えます。

関連して、ただいまの三つの論点といいますか、観点につきまして、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

リモート参加の林委員、何か御意見、御質問などがあれば、お願いいたします。

○林委員 「論点1 児童相談所の体制強化」で「ケースワーク」という言葉が非常に強調され

ているわけですが、例えば「課題」の黒ボツの二つ目に「児童・家族の参画を」という集団意思決定というか、養育の支援計画を立てるプロセスに当事者の参画を促すとか、そういうことからするとそれをファシリテートしたりというグループワーク的な技法であったり、あるいは地域との関係ということであるといふとコミュニティーワークも必要になってくることを考えると、「ケースワーク」という言葉は非常に個別対応をイメージしやすい言葉かなと思いますので、再考いただいたほうがよいのかなとも思いました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

「ケースワーク」という言葉の在り方について触れます。歴史的に使われてきた言葉ですが、ある自治体でも「ケースワーク」はなるべく使わず、既に「ソーシャルワーク」としていました。「ケースワーク」はなじみの深い用語ですが、個別対応で終わる支援はないとするソーシャルワークの発想があるわけですね。この点は、東京都の皆様がどのように整理して用語の使用を検討されるかということだと思います。

関連して、私から「論点1 児童相談所の体制強化」につき1点申し上げたいと思います。

施設から里親への移行にあたって、ケアニーズの高い子供が増加していることから、丁寧な支援が必要と「課題」の3点目に書かれていました。そうだと思います。一方、里親家庭にも様々な意味でケアニーズの高い子供が既に委託され、家庭での養育を重ねてきていると見ております。施設から里親に移行することが子供にとってどうかということは、前回も出た点でした。本日の「取組2 里親等に対する支援の充実」の「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」の辺りでも、施設が里親等への措置変更後の支援を継続し協働するために何が必要か、施設の立場からの意見も聞いてみるのがやはり必要と考えます。子供をアセスメントしたり、専門職チームで養育したり家族支援を手がけたりする経験値を持ってきた施設側の考える里親への委託、措置変更後も施設ができる貢献については、今後も要検討です。子供の措置先としては制度的には1か所になりますが、里親委託前に措置されていた施設と里親家庭が措置変更後もつながっていく場合と、その双方の関係をむしろ控え目にし、距離を置くように行政の立場でも促す場合がこれまでであったかと思うのです。もちろんケースによるわけですが。今後、施設をどう生かすか、施設と里親家庭の関係性をどう保ったり生かしたりするのか、また、前回も出ました、国が打ち出すところの新規配置はない里親支援専門相談員をどう生かすかというなどを併せて考えていく必要があるように思います。

では、委員の皆様、その他の点につきましても御意見をお願いできたらと思います。

いかがでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 やはり「論点1 児童相談所の体制強化」なのですが、確かに「現状」にあるとおり、里親委託については同意しませんという実の保護者も比較的に見るところですので、ここの「2. 具体的な論点案」にあるとおり、児童・家族が参画して、特に実親としては今後どうなっていくのかが全く見えないことが不安だし、それが分からないと同意もできないところも多いので、そういったところをより見えやすく、予測の立つ形で、また、先ほどの話ですと、里親委託されても面会ができるところは比較的にされていることもあるので、そういったところの理解を実親の方にも分かってもらえるよう、ここにあるとおりツールの作成や、高度なケースワークを行うための支援なども充実させていったらよいのではないかと考えた次第です。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

実親の里親委託への同意を得る辺りは大変重要なプロセスで、児童相談所においても苦勞されているポイントの一つと思いながら、私自身も拝見しております。

日本の里親制度には、経緯・背景がありますが「親」という概念が入っていますので、自分という実親がいながらそちらの家に取りられてしまうのでは、という印象を持たせやすいような名称にもなっている点を課題としても感じてきました。施設措置、あるいはファミリーホームへの委託措置ですと、印象が異なるようでもあります。ファミリーホームは親という感じよりも、ある程度の人数の子供を養育している養育者のイメージがもてるのか、ファミリーホームへの措置には同意してくれる実親が実際にいたなど、事例からは考えさせられます。制度を前にすすめていく際に、考慮することの一つとして考えさせられてもおります。

そのほかにいかがでしょうか。

では、慶野委員、お願いします。

○慶野委員 「論点1 児童相談所の体制強化」について、非常に素朴な感想なのですが、現場の方が専門性の強化でより大変になるのではないかと心配な印象を受けました。数年前のデータなのですが、平成25年の児童福祉司の退職率が4割だったというデータも拝見しました。そんな中で更に御負担が増えるということで、論点案の中にこれらの課題解決の実現可能性を高めるために労働環境の改善や人材の定着の施策を打つなど、そういう案を含めたほうがよいのではないかと思います。非常に素朴な感想で恐縮です。

○横堀部会長 大事な点をありがとうございました。そのほかの委員の皆様、いかがですか。

では私から、「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託」でもう一つ、見解をお届けしておこうかと思います。

待機中の里親に子供に関わる体験や、子供と生活してみる体験を獲得してもらう工夫は、一時保護委託などにおいても留意をしながら安全に行わなければならないことです。その上で、養育を志す方たちが子供と出会うこと自体はとても大事なことを考えます。言ってみれば、里親という資源を、区市町村が目指す子育て支援、予防的支援の文脈客でも協力的な資源として連携しながら生かす観点とつながっていきます。あくまでも安全を保てるなら、里親家庭をアセスメントし状況を確認しながら生かすことはあり得るかと思っております。

ただ、先ほど長田委員がおっしゃったように、ショートステイの在り方と社会的養護の養育は少し質的に違うという辺りなど、整理することが求められると思います。

一方、長田委員がその点に関しておっしゃっていた、既にショートステイ協力家庭になってくださっている方々に更に働きかける、あるいはファミリーサポートに尽力されている方々に、一歩踏み込んで里親になりませんかとアプローチすることは、確かにリクルートの一方法としてもあるだろうと思っています。私は、以前ある特別区のショートステイ協力家庭の方たちに来ていただいて、まさに一歩踏み込んで里親制度に関心を持ってみませんかという講演会を、区や当時の里親支援機関関係者と一緒に実施した経験があります。そんな流れからは、区市町村、基礎自治体で展開している家庭支援とどのように手を組んでいけるかも、くつきりと境目をつくらない新たな取組として検討の余地があるのかなと思ったりしました。また、施設で手堅く細心の注意を払って行う必要ケースへの対応、施設での養育を必要とする子供の養育とこうした地域の家庭ベースの事業をどのように整理して協働関係をつくるかの検討も必要ではな

いかと思いました。

さて、それでは、その他の意見が特になくようでしたら、新保副部長と大竹オブザーバーにまた一言ずついただいて、全体をご一緒に振り返り、言いそびれたといった意見がありましたら、最後にお聞きし、今日の専門部会をまとめていくことができたらと思っております。

新保副部長、お願いできますでしょうか。

○新保副部長 ありがとうございます。

今日は、三つ述べさせていただきたいと思います。

一つ目は、今日の議論、そして前回からこれらにつながるものとして、里親関係を専門職として支えていく方たちが、これからフォスタリング機関ということで、専門性が高い組織をつくっていかねばいけないのだと思うのです。その方たちについて、東京都がこれからあちこちにフォスタリング機関をつくることになると思われますが、その方たちの専門性を高めるために、長いこと働いてそれに見合った収入が得られるような人件費の仕組みをつくっておいていただきたいと思います。短い期間だけでなく、長く経験や知識を積み上げられるような組織の体系をつくっておくことが現時点で必要なと思います。これは、フォスタリング機関の人件費に関係するようなことです。

二つ目は、里親と特別養子縁組を含む養子縁組ということを考えると、東京都の場合には、乳児院における一時保護委託の間、前後、入所期間中に難しいお仕事が多く行われると思われます。通常、一時保護委託の期間は、乳児院にはそれほど多くのお金が流れないだろうと、一般的にはそう言われると思うのです。もし我々児童福祉審議会が里親や養子縁組について丁寧に議論していこうとするならば、この部分は、一時保護委託の前後、もしくは一時保護委託の間に手厚い処遇を行うことが特に大事なのではないかと考えます。

三つ目は、DX化についてです。東京都児童相談所情報管理システムによって行われているということで、私自身は触ったことがないので、現場の方でないと分からないことが多いと思いますが、先ほどからのお話をお伺いしていると、おそらく手入力したデータの見える範囲が限定されていたり、それを集計してまとめてデータをお示しすることが行われているのではないかと推測しました。今の時期は、DXの中にも含まれることもありますが、AI、人工知能によって色々な仕事が行われることが増えてきています。AIの最大の難しさは、情報が外に漏れてしまうリスクがあること。これがとても大事なことで、情報が外に漏れないように、都立児童相談所の範囲内、もしくは区立児童相談所、もしくは子供家庭支援センター、どこまで広げるか分かりませんが、一定の範囲内の外には情報が漏れない仕組みを用意した上で、しかも、日本語に堪能な人工知能を使って仕事を進めていくことが、これから先、数年先を見るだけでも、どうしても必要になってくるであろうと思います。その先10年、20年ということを考えれば、もっととても重要な意味を持つてくると思います。そのことで、昨日辺りインターネットで調べたら、東京都内でも江戸川区が児童相談所にかかった電話の内容を人工知能にテープ起こししてもらうという仕組みをつくっていたり、八王子市が同様のことをやっていたりということで、難しいところはまだできないかもしれないけれども、相談の内容を記録に起こしてくれるという仕事だけでも児童相談所で人工知能にさせていただけるのであるならば、実践現場の方々が記録を書くための時間を少し減らして、子供たちや保護者の方、里親とじっくりと話をすることに時間を使えるのではないかと考えます。そのための投資は今の時点から考えておく必要があると考えますので、前向きに取り組んでいくことができたらうれしいと思います。

以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

前段で言ってくださったフォスタリング機関作りというところは、フォスタリング機関を今後の里親支援センターの構築の検討につなげていく部分ですね。今、全都児童相談所でフォスタリング機関がそろったところで、その内容の充実、評価、これからどうするかという段階にありますので、その点についての示唆をいただいたと思っております。

後段のシステムの辺りも、できることから安全に取り組むことが現場の方を支えることになるのではという御意見として伺いました。

では、大竹オブザーバーからお願いできますでしょうか。

○大竹委員 どうもありがとうございました。

最後の「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」にも書かれている、これまででありましたように、実親が施設入所に同意するか云々というようなところと、実親に里親委託への正確な理解を促すことが必要だというような書き方がありますが、以前にもお話ししましたように、もう1度里親制度に対して社会的な理解を得ることが、実の親にとっても里親にとっても、私たちは里親として社会的な役割を担っているというところを改めて理解していただくことが必要ではないかと改めて思ったところです。

そういう中であって、先ほど慶野委員からあった、現場の児童福祉司の方たちも大変な状況であるというようにいけば、全国の調査でいくと児童福祉司の50%が経験年数が3年未満というような調査もあつたりするところです。第一線でやられる方々がまだ経験年数が3年未満、50%などというところで行くと、里親制度を理解することよりも、自分自身の児童福祉司としての役割を担っていくまでに、そこまで追いついていかない中であっては、家庭養育推進専門チームの設置などがありますので、しっかりとバックアップできるような体制をつくっていくことが重要ではないかと思いました。

最初の取組にもあった、緊急時にどうだというように言ったときに、協力家庭に云々とありましたが、もう一方で、ショートステイでは多くの自治体は児童養護施設等、施設と契約しているところがあるので、これは施設の特徴的なところで言えば24時間体制で施設職員がいるというところで行くとここにプラスアルファの支援をして、24時間体制で緊急時でも対応できるような体制も強化されていくと、少し安心して子育てができるのではないかとこのところでは、施設の24時間体制というところを有効活用できないかなと思っているところです。

最後なのですが「パーマネンシー」という言葉が色々出てきました。本来では、ある先生の言い方をすると、日本におけるパーマネンシーは特別養子縁組に特化されてしまったところが若干違うのではないかと。パーマネンシーは、特別養子縁組だけではなくもっと社会的に継続的に、先ほど渡辺委員もおっしゃっていましたが、里親だけで解決するのではなくて、社会全体、地域を含めて子供にパーマネンシーを保障できるような社会づくりも私たち児童福祉審議会は広げていく必要があるのではないかと思ったところで、感想ですが、以上にしたいと思います。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

それぞれの取組がどういう意味を持つかということをめぐる示唆をいただいたように思います。最後に触れてくださったパーマネンシーについても、皆様がうなずいて聞いておられま

した。子供がもともと住んでいた、暮らしていた地域からなるべく離れないようにするにはどうしたらよいかのパーマネンシーの保障も、区市町村をベースとしながら、関係者が連携しながら進めるところであります。また、親子分離が必要で代替養育が必要な場合、子供のパーマネンシーをどうつなぎながら、より安定性を確保し先々の生活や人生が切れ切れにならないようにしていくか。そこにも関係者の伴走型支援が影響します。本日は、子供や実親、里親にとってという観点から、また専門職もチームとしてどういうことができるかに触れてきました。仕組みやシステム、既にある支援、社会資源をどう責任をもってつくり、動かし、生かしていくかをめぐって皆様とご一緒に考えさせていただいたと思います。

今後も、今回までの議論のポイントについて、私ども委員から改めて意見をお届けする機会があるようですので、今日のところはこの辺りで議論をまとめさせていただけたらと思います。ということで、まだ色々のご意見を持っておられるとは思いますが、本日はここまでとさせていただきます。

色々この先につながる見解をいただいていますので、これらのテーマについて検討を進める際に、また改めて反映するなど、御意見を大切な材料としていけたらと思っております。

それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

事務局から今後の予定など、連絡事項をお願いできればと思います。

- 育成支援課長 次回、第4回専門部会は10月9日（木曜日）午後6時からの開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

次回は、第1回から今回、第3回までの内容を踏まえまして、全体を通して議論を深掘りしていただきたいと考えております。少しこれまでの御意見も整理させていただければと思います。

第1回から第3回までの議事の内容につきまして、追加の御意見がある委員がいらっしゃいましたら、9月16日（火曜日）までに事務局までメール等で御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

- 横堀部会長 ありがとうございます。

追加の意見も届ける機会をいただいておりますので、ぜひお願いいたします。

それでは、本日もお世話になりました。

本日の第3回専門部会は、これで終了とさせていただきます。

また次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。

皆様、どうもありがとうございました。

閉 会